



No.5 (2014年6月)

全大教関東緊急学習会報告

さる6月1日、東京都内で、全大教関東ブロック主催の「学校教育法『改正』問題」に関する緊急学習会が開催されました。その内容を簡略に報告します。

今回の「改正」は、「学校教育法」のうち、主として大学の教授会に関する内容の変更を、「国立大学法人法」のうち、主として学長選考と経営協議会に関する内容の変更を行うというものです。

先ず講師の新潟大学世取山洋介氏から、今回の法改正の問題点について講義がありました。基本的には、権力の集中、競争原理の更なる導入を推し進めるもの、ということです。

「①法案提出の背景」についてみれば、財界主導による「グローバル人材育成とイノベーションの創出という経済成長戦略」の道具に大学をおとしめるものであること、さらに今回の法改正はあくまで第一段階にあり、社会情勢の変化に応じて、「②大学の組織について更なる『改正』をするものである」とも指摘されました。

法案の内容では、「③教授会」の役割・機能、「④学長の選考」に、大きな問題点があります。「③教授会」については、これまで「重要な事項を審議する」という審議決定機関であったのが、学長や学部長が審議決定する事項について「意見を述べることができる」という、意見具申をする組織にされています。学長や学部長がその意見を尊重することも求められておらず、「諮問機関」というレベルにも達していません。二つ目の問題点は、「教授会の役割の明確化」として、教授会で扱う事項を限定しているのですが、そこでは、大学運営の重要事項である教育課程や人事の決定が対象とされていません。これまで学部の改革改組や、採用・昇任人事は「重要な審議事項」として教授会が決定権を持っていました。それが「大学の自治」の根幹でもありました。それが今回の改正法案では、教授会の扱う事項から外されているのです。例えば、学長主導で学部改革案を作り、教授会の意見を聞くことなく、それを学部に命ずることが可能となります。また、学長が任命する人事委員会を構成し、学部教授会の意向をまったく無視して教職員人事を進めることも可能となります。

「④学長の選考」については、現行でも「学長選考会議」に最終的な決定権がありますが、なお多くの大学で、教授会構成員や職員による「意向聴取投票」が行われており、その結果は尊重されなければなりません。それが新しい法案では、「学長選考会議が定める基準により（選考が）行われなければならない」という文言が加わりました。例えば、選考会議が「優れた実務経験をもつ者」を基準として設定すれば、ほとんどの大学人はこの基準を満たせず、

文部官僚くらいしか学長になれなくなります。

世取山氏はアメリカの州立大学では、学長はトップダウンで決まるが、その後の学長の仕事ぶりを評価する権限が学部教授会にあるとの例をあげていました。そういうチェック機関としての役割を大学構成員に持たせるのであればまだしも、そうした発想自体が今回の法改正にはまったく見えません。

そして、世取山氏は、こうした権限集中と競争原理の導入は、「研究の腐敗」を更に進行させるものであり、大学人に不正を強要するものである、と評されました。

最後にこうした「戦後大学史上かつてない歴史的な大転換」の事態であるにも関わらず、大学人自身もふくめて「反対運動が低調である」ことには「自治を奪われることへの慣れ」があるのではとの懸念が表され、初等中等教育関係者との連携も視野に入れた粘り強い反対運動が必要だとのまとめがなされました。

フロアとのやりとりの中からは、天文台などの研究機関では既に「教授会」が機能していなかったり、そもそもなかったりしていることが報告され、実は埼玉大学でも「教育研究機構」などには「教授会がなく」、人事や予算配分なども機構長主導で全てが決まっていることを思い起こしました。

また、H26・27の二年間は、各大学の内規は変えず、これまで通りで行けるとしても、H28からの第三期中期計画期間へ向けては、予算をちらつかせながら「ガバナンス改革をしろ」という強い指導が行われ、内規も改められていくのではないかと、という意見が数多く出されました。

わが埼玉大学の新しい学長は、改革プランにせよ、年俸制の導入にせよ、文科省との共同歩調をうたってきました。このガバナンス改革でも、他大学に先駆けて取り組むという姿勢を打ち出すことは大いに考えられます。

先ず法律を成立させない取り組みをすることが求められますが、仮に成立したとしても、それを実効化させない取り組みを続けることが大切です。学内外の動向をしっかりと把握して、大学人としての取り組みをすることの必要性を感じました。

(2014/06/03 文責：教育学部薄井俊二)

[参考]

*学校教育法等の「改正」に関わる通知と資料

→ 本学の「サイボウズガルーン」(掲示板「5/13」)

*大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール・賛同署名

→ <http://hp47.webnode.jp/>

埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255
TEL/FAX 048-853-5609 内線 3160 URL <http://19.pro.tok.com/~saidaikumiai/>
E-mail saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp
組合事務室は生協第二食堂内 月火水木 午後12時~夕方5時 開室